

平成28年12月吉日

お客さま各位

東濃信用金庫

高齢者のキャッシュカードによる振込の一部利用制限について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、キャッシュカードによる振込に不慣れな高齢者のお客さまをATMに誘導して預金を振込させる「還付金詐欺」等が急増しています。

当金庫では、このような被害を防止するための対策として、下記のとおり、一部のお客さまにつきまして、キャッシュカードを使用したお振込の利用制限を実施させていただきます。

お客さまの大切な預金をお守りするための対策ですので、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

70歳以上のお客さまのうち、当金庫ATMで1年以上キャッシュカードによる振込取引をされていない口座のお客さま

2. 利用制限内容

上記のお客さまは、ATMでのキャッシュカードを使用したお振込ができなくなります。

3. 開始時期

平成29年1月1日（日）

4. お振込以外のお取引

キャッシュカードを使用したお振込以外のお取引（お引出し・お預入れなど）は、引き続きご利用いただけます。

5. その他

上記1に該当しないお客さまにおかれましても、キャッシュカードを使用したお振込がご不要の場合は、当金庫の窓口へお申し付けください。

以上